

次に、第二点の個人市民税の所得割税率の超過課税でございますが、市民税所得割税率につきましては税法で百分の二から百分の十四までの十三階層に分けて納税者の担税力を考慮して、課税所得金額が一定額を超えたとその超えた分について順次割り高な税率をかけるというふうな累進制を取っておりますが、この点について一部には高額所得者に、さらにその税率を強めるといふような発想をしているところもあるようでございますが、自治省ないし東京都の見解、指導等におきましては、税率を一定率で上げるなら差し支えないけど、高額所得などについて一部を高額に上げるということは超過課税制度がある上から見ても適当でない。こういうふうな指導もされております。いずれといたしましても、この件につきましては大衆課税につながる問題でございますので、一市だけでやるということも考えものでありますし、全国的に見ましても私の知る限りでは超過課税をしているところはないというふうに思っております。そういったことから単独実施はしない。消極的であるというふうに考えております。それから軽自動車等の超過課税でございますが、先ほど申し上げましたように、今回改正の中にありますのを見てみますと、現行税率から三〇％上げてその三〇％

上げた税率よりも、さらに二〇％の範囲内で超過課税ができるというふうなうたがいでございますが、この改正で税額が上がりますので、この辺につきましても当面標準税率でまいりたい、このように考えております。

それから固定資産税の超過課税でございますが、これは見方考え方はいろいろあるかと思いますが、いわゆる固定資産税は所有資産に課税をするものでございまして、考え方は税率は平等でなければならぬと私どもは信じております。そういうことではありますが、一方におきましては事業用資産に対して税率をアップしたらどうかというふうなこともあります。これは資産を利用して利益を上げる法人等について、税率を上げるといふ発想から基づいておるものでございしますが、この場合でも個人の事業資産もありますので、個人と法人を分けて法人だけに税率を上げるといふことは、適当でないというふうな指導もされております。そういう点にむずかしい点があるわけです。なお現行の税法上におきましては、固定資産措置につきましては、御承知のように法人については現行法で百分の百でございしますが、個人の資産につきましては小規模住宅が評価額の四分の一、一般住宅、これは家の広さの十倍まででございす

が、これが評価額の二分の一、非住宅用地が法人と同じように百分の百というふうになっております。こういった面からも差がつけられておりますし、私どももといたしましてはいまの考え方としてはやはり現行制度でいきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

最後の法人の市民税につきましては、本年四月一日から実施をするように過般の議会で御議決をいただきましたので、その内容でやっていきたいと、このように考えております。

以上です。

○企画財政課長（上野重勝君） 第二点の経費の節減並びに補助等についての返答でございますが、これは昨年度市長並びに助役からも答弁がなされておりますように、昨年十一月に決定をいたしまして収入役を委員長といたします。行政プロジェクトチームにおきまして、昭和五十一年度の予算編成を一応の目途としていろいろ検討してまいった次第でございます。その結果、今回の五十一年度の当初予算につきましてはかなり思い切った措置を取っております。たとえば物件費等につきましてはさらに節減をいたしまして、実質的には昨年度より二千三

百万円程度の減額をしております。中でも旅費等につきましては宿泊を伴う出張等については極力制限する。予算措置をしないというふうな措置をとっております。それから又人件費対策といたしましても、職員増加を抑える等によつて、人件費の増大を極力抑制をいたしておりますし、又補助金等につきましては、このプロジェクトにおきまして数回にわたりまして検討を重ねてまいったものでございますが、当面減額をできるもの等について減額をいたしました結果、昨年と比較いたしましたで一千万円程度の削減を実施いたしております。

ただ、これを全般的な視野から見た場合にはいろいろと問題点がございまして、それぞれの歴史的経過もあり、又市民とのつながりもあり、簡単に内部のプロジェクトにおいてどうこうするということについては、若干私どもも力不足を感じておりますので、これらにつきましては、なお順当な機関等を通じて慎重に検討の末、公平の原則、あるいは又行政上の効果というような点から十分に御判断をいただいて、今後の問題については処理をすべきものと考えておりますので、細かい個々の内容については私どもといたしましても検討いたしておりませんが、なお、このプロジェクトチームにつきましては、今後も継続して内部

のいろいろな問題について、検討をしていきたいと思いますのでこの段階においてはお必要な処置をとっていききたいと、このように考えております。

○教育長（町田倍二君） 私からも松山議員さんの関係について御答弁申し上げます。

まず非行関係の問題でございますが、この関係につきましては、議員先生方に対しましていろいろ非常に御心配をいただいておりますのでございます。とにかく現在の社会情勢の中で青少年、少年の非行化を防止していく、健全な育成を図っていくということはなかなかむずかしいことでございます。一番重要なことは何と云っても家庭教育、家庭のしつけが大事であると考えております。学校の方で幾ら指導に努力いたしましても、家庭内の奥深く立ち入って指導するということは不可能でございます。したがって学校側指導の限界というものがございいます。したがって家庭教育の重要さということが一番大切であると考えております。それから最近の急激な社会情勢構造の変化によりまして、少年たちを取り巻くさまざまな社会環境が著しく変わっております。御承知のとおり情報のはんらんと申しますが、テレビとか映画、週刊誌、特に最近のコインを入れれば酒とか、衛生器具等が出る時代でございます。そういう

中で青少年が直接これらに接触する機会が多いわけでございます。そして、いろんな影響を受けているわけでございます。特にこの中には少年たちのためには

好ましくない、刺激の強過ぎるもの等考えられるものが多くわけでございます。

むしろ非行化を促す恐れのあるものが数多く見受けられるというふうに考えております。このような社会情勢の中で健全な育成ということはなかなか困難ではござい

ますが、私ども教育委員会の行政側といたしましてどんなふうなことをやっているかと申し上げますと、以前ちょっと申し上げたかと存じますが、私どもといたしましては、社会教育の面と社会体育の面の二通りの面からそれぞれ事業を実施しております。これは少年の非行というばかりでなくて、少年全体を対象に健全育成を図っているわけでございます。社会教育の分野では少年の

リーダー研究会とか、それから野外教室とか青年団の関係の団体研究会、婦人学級とかそんなようなことでもって実施しております。又、社会体育の面では少年野球とか、あるいはスケート教室とか、又、夏になりまして親子水泳教室とか、サッカー、バレー教室、そんなようなことでもって青少年の健全育成に努めをしているわけでございます。そういうことでございしますが、特に御承知の

とあり、市には少年相談所がおかげさまでできておりまして、行政側の受け入れについては譲歩しているわけでございます。そういう関係で、私どもといたしましては、今後におきましても社会教育と社会体育の面で、もっと力を入れたいと考えております。

それから父母負担の解消の件でございますが、まず父母負担の解消という言葉につきましては、これは昭和四十二年と四十三年と思っておりますが、父母負担という事業が済んでいるわけでございます。ただ非常に物価が上がっておりますので最近ではなかなかそういう負担が多いわけでございますが、まず補助教材費の関係でございますが、御承知のとおり新一年生には入学祝金といたしまして、市から学校で使用する教材、すなわち算数セットとハーモニカとか粘土、そういう物は支給いたしました。又、二年生以上には児童一人当たり八百円、中學生につきましては生徒一人当たり一千円の補助教材を市から負担させていた。いたわけでございますが、本年度につきましては御承知のように厳しい財政上の問題もございまして、八百円、一千円の額は見送りではございますが、小学校につきましてはこの年の新一年生に算数セット等をお祝いとして贈るほかに補助教材

につきましては、一年生以上を対象にしていたわけでございます。若干の増額となっておりますので、その点ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

それから映画、演劇等の市の公費負担の関係でございますが、これは実施している学校と、実施していない学校もございまして、現在実施している学校は小中あわせて四校で非常に少ないわけでございます。それで公費負担にすると、これは非常に予算を各学校に配付をする上でバランスを欠くことになりまして、これらにつきましては今後広聴会ということにいたしまして、検討をしてみたいと存じます。

それから緑のおばさんが退職をした場合の処置でございますが、現在三人学童擁護員がおりますが、そして三カ所につきましては実施をしているわけでございます。もしやめた場合、後を補充するかどうかという問題でございますが、私どもの立場といたしましては、現在立っているところに安全施設が完成すれば別ですが、そうでない場合には私どもの立場といたしましては、継続して実施していただきたいたいということでして、そのときにはよく指導部局と相談し検討してまいりたいと思っております。

最後に交通相談員の関係でございしますが、これは私どもの所管外のことでありまして、それも各市におきましては制服等を着用いたしましたして交通安全全指導を実施しているところもございしますが、これらにつきましては理事者側と十分相談していただきたいと存じます。

以上簡単ではございますが終ります。

○二番（松山 清君） 自席から再質問、させていただきます。

財源の問題なんですけれども、当然のことながらそういういわゆる市民全体に對しましての課税になる、こういうことはやらないというのが当然のことでありまして、こういう中で当市におきまして、私はいままでも何度かこれを議会あたりに申してまいりましたけれども、幾つか問題点があるわけですけども、一つは今回これは予算の委員会の中でももちろん論議をするようになると思うんですが、軽自動車税につきましては、徴税法の一部改正が国会に出されているわけですけども、これが通ったならば乗用車で九千五百円から五千九百円になる。そうしますと、たとえば米軍の軍人、軍属の所有との関係でみれば、これはいままで四千五百円対一千八百円だったのが五千九百円対二千八百円というように

日本人の三分の一以下になる。このようなことが行われることになるわけです。徴税法の一部改正が通って福生市条例が実施されればそういう状態になる。そして一層この不平等な形態が拡大されるということが生じるわけです。確かにこれによつて財政の財源の確保という点から見ると、額としては確かに百五六十万ではないかと思うんですが、そういう額なんです、この不況、インフレの中で苦しんでいる市民をよそにそういうふうな不公平が拡大をしていくということとが一つあります。この点について市長はどういうふうにお考えをお持ちおられるのか伺います。

それから合わせまして、法人のこの前の臨時議会では資本金一億円以上、又所得四百万という形で法人市民税の超過課税が実施されましたけれどもこれと同じに法人の固定資産税でそういう資本金一億円以上とか、いわゆる大法人の固定資産税の超過課税ができないものかどうか。これは当然できるわけでありまして、東京都でも検討されているわけですけども、そういう考えをお持ちかどうか。多少担当の課の方でそういう試算をしているとすれば、その数字を出していただきたいと思ひます。そういう試算をしてなければそれまでですけ

ども、そういうことが私は可能だと思ふんですが、そういう点についてどうかということを伺いたい。

それから税の問題点についてはその他いろいろあるんですけどそれくらいにして、後やはり私何度もこの本会議の場で同じことを言いますけども、今回も改めて市長からお聞きしたいんですけれども、この道路占用料の問題ですね。これについてですが、もう一度改めてこの場でお聞きしたい。というのはなぜお聞きするかというと、市長は施政方針演説の中で「財源の確保のために最大の努力を払う決意であります」ということを言っています。それと同時に、その後ずっと同じページで「財政危機を嘆くことなく、新年度は市民とともに過去の慣習や情性を拭払し、新しい観点に立った行政運営のあり方を考えたいかなければならない」ということを言っております。又「換言すれば、市民各位にはさまざまな忍耐を強いる点があるかと思いますが、行政部と市民の力強い結束により真の自治のあり方を考える好機としてとらえ、その第一歩を踏み出す年であると考える」というふうに言っておるわけですけども、その結果、市民にはここでもあからさまに言っているわけですけど忍耐を強いるということを

言っているわけです。その一方ではこういう条例をつくらないために当然つくれば入るべき財源を取らないでいるんです。これははつきりしている。たとえば東京都ではことしこの占用料については東電の電柱につきましてはいろいろばかしているわけですけども、四百五十円から七百二十円にすると、ガス管については七十八円から百二十円くらいに、年間ですが、するというような案を出すようですけども、こういうふうになっているわけですけども、当市でもこのようにすればですね、私の考えでは二、三百万くらいになるんじゃないかと思ひます。そういう点どうなのか。それと同時に合わせてお聞きしますが、市長は現在でも武陽ガスの常務取締役を現在やっておられるかどうか、その点確認いたしましてからもう一つ質問いたします。

それから教育の問題では行政の問題として社会教育、社会体育、こういう中で、非行の問題を解消するために取り組んでいくというが、これは重要な問題なのでそれはそれとしてやっていただきたい。

それから家庭教育の重視という余り、とかくこれを強調している。これは当然重要なんですが、その反面、教育の方が何となく責任がないというふうにも聞

こえる所しりもあり、そういう点で、たとえばこの教育そのものに行政が関知する。これは厳に戒めるべきですけれども、やはり非行というようなことをなくしていく。そのような点からいろいろこのキャンペーンを張っていくということなら私はできるんじゃないかと、又、そういうパトロールをやるとか広報車でいろいろ注意を促すとか、そういうことなら実現可能ではないかと思うんですが、そういう点ひとつお聞きしたいと思います。

それから父母の負担の解消の問題なんですが、市長におきましてはいろいろの場におきまして、教育の優先、教育を重視していくということをおっしゃっておられると思うんですが、教育長の方からも出されましたように、昨年小学生二年生から六年生まで教材費として八百円、中学生千円です。それが、この不況、インフレの中でもやはり据え置かれていて、一年生につきましては八百円プラスされるというふうにいまお聞きしたんですが、そういう点を見ますとですね、重視という言葉だけに終わっているんじゃないかと思うんですが、たとえばこの際百円、二百円、アップしたとしても、財源については、そんなにたくさん必要とするものではないと思うんです。仮に二百円やったとしても百万ちよつとぐらいいじやないかと

思うんですが、そういう点では本当にそういう多少のものでも物価上昇のことを考えるならば、こういうところにはつけていくべきだというふうに私は考えるんですが、今後の考えとして、市長にこの点はお聞きいたしておきます。それから後、緑のおばさんにつきましては、補充がまだそういうふういろいろな形で退職の後でも今後続けられる事態も生じるでしょうけども、そういう点で継続して実施していただけるようにその点はお力をお願ひしておきたいと思ひます。

○市長（石川常太郎君） 答え申し上げます。一番簡単なから申し上げます。

武陽がスの常務はやっております。名前だけちよつと出してあります。余り言いたくはございません。

それから軽自動車税の米軍の関係でございますが、今国会で多分日本人は三〇%くらいアップになると思います。そこで米軍の関係については条約がございますので全然、これはしょうがございませんけれども、一応これが可能であるかどうかということはただしてみたいと思います。

それから道路占用料につきましては、ただいま他にもいろいろございますので、

プロジェクトチームの中で検討をしておるわけでございます。

教材費につきましても、やはりその一つのポイントとしてプロジェクトチームで検討をしております。

法人の件につきましては担当から申し上げます。

○教育長(町田 倍二君) 非行の関係につきましてお答えいたします。

ただいまの御質問の関係でございますが、実は青少協の協議会も開いたんですが、P
たびたび開いておりますし、先般も青少協の協議会も開いたんですが、P
Rが不足しているのではないかという御指摘がございまして、とにかく、たとえば一声
運動を実施した場合、市民ぐるみでもって悪いことをしたら子供にやめさせる
ような一声をかけるというような運動をしたらどうかというようなことも出ました。
それでP、Rの関係等、ただいま一声の関係につきましては課長と警察の関係を
含めた幹事会がございまして、その幹事会でもう一回態度を練るということに
す。P、Rの関係につきましては、市の広報を利用いたしましてそういうことを
お教えしまして、今後也十分進めてまいりたいと思っております。

○税務課長(島田 猛君) 法人の固定資産税の超過課税についてお答えをいた

します。現在二十六市の課長会でこの問題と取り組んで検討をしておりますが、
まだ結論は出ておりませんが、現段階ではまだ疑義があるということでございます。
先ほど申し上げましたように法人だけじゃなくて考え方とすれば、事
業用資産ということになれば、これは個人も入るんだから個人も含めなくちゃ
あならないだろうという考え方も出ておりますので、そういった関係で結論は
まだ出ておりません。東京都におきましても前年この問題に取り組ましていろ
いろプロジェクトチームを編成して検討したようですが、やはり結論は出ず、
五十一年度課税は見送ったと聞いております。又、もし仮に法人の超過課税
をしたときに幾らぐらになるかというお尋ねだったと思いますが、一応試算
をいたしてみますと超過課税をした場合との差額が四千二百二十八万九千円
ばかりの数字が出ました。

参考までに、以上です。

○二番(松山 清君) 簡単な方から、軽自動車税につきましては米軍人のもの
を要求していくと、どうなるか聞いてみると言いましたね。そういうことだと思っ
てますが、そうじゃなくて、市長が福生市の特例条例を改正すればいいんです

よ。聞くことはないんですよ。これは他で実施しているわけですから、そういう姿勢があるかどうかということを私はお聞きしたいんです。

均一にいわゆる減免の条例がつくられているわけで、そんなものあなたの責任で税条例を出して議会で議決すれば徴収できるわけです。すでにそれでもって実施しているところもあるわけですから……市長ですからね。市長の責任でそれは提案しようと思えばいつでもできるわけです。そういうことをやる気があるかどうかということをお聞きしているわけです。

それから道路占用料の問題では、ここで又プロジェクトチームで検討をしているというようないことが出されると思うんですが、私はですね、もちろんプロジェクトチームで専門委員会をつくらせて総合的な観点から検討をするということ、それはそれで必要だと思ふんです。しかし市長の指導と行政の最高責任者として、どのように全体的な観点から見て自分の考えを持っているのかということも合わせて問われるべきだと思ふんです。何でもかんでもプロジェクトチームにやらせる。それだったら市長なんかは采配を振るうことはいわけてす。プロジェクトチームでやっているわけですから、そういうふうではあなたはい

市長は何のためだかわかりやあしない。だからいままでも一方ではプロジェクトチームもいろいろの問題点もあるんですよ。プロジェクトチームといふことが出ま

したので合わせて言わせていただければ、たとえば値上げの問題が出されると

先ほどの保育料金の問題とか、国保の問題とかそういうものがじゃあストリートですね、行政に反映しているかどうか、それでは市長のいわゆる考えが全然行政に反映されないのかということが私は一つ疑問として出てくるわけです。その点でもう一度、私は市長の考えを聞きたいんですけども、プロ

ジェクトチームなんていることではなくてですね、市長の考え方で道路占用条例をつくって提案する意思があるのかないのかということですよ。いままで、私

これをさんざん議論してきました。もう大体移設の問題とかそういう問題はここで論議を尽くされて、そういうものは全然影響がないということがすでに

し尽くされているわけです。公共事業の場合そういう問題は関係しないといふことを答弁として出されているわけです。いままで理事者側がいろいろ

言っておりました問題点というのは何ら関係がないということが出され尽くしている。そういう点で私は申し上げているんですが、特に市長は武陽がスの

常務取締役をやっている。名前だけだと言いますけれども、市民からみればですね、いま不況やインフレで苦しんでいる中で市長自身が関係している会社で条例をつくらないために恐らく年間二百万ぐらいになるでしょう。そういう当然取るべきものを取らないでいると、そういう一方で、一般の施政方針演説では市民各位にはさまざまな忍耐を強いる点があろうかと思っていますがと、冗談じゃないですよ。あなたが関係するところに対してそんなことを私からいえばおまけしておいて、市民に対して忍耐を強いると、こんな市政がありますか。えりを正してほしいですよ。そういう点でこの財政問題に対して、確保のために最大の努力を払うという決意でやっているんなら、ここまではっきり取るのか取らないのか明確にしていたいただきたい。

それから後、ぜひともそういう呼びかけの問題ではぜひとも青少年問題協議会等もあるわけですけども、そういう中でぜひとも最重点問題として取り組みをしていただきたいと思います。議会ですから本来もっと突っ込んでやりたい面もあるんですがいろいろあると思いますので、要望として申し上げます。

○市長（石川常太郎君） 米軍の軽自動車につきましては、私は日米合同委員会

でそういう自由はきかないというふうに認識しております。なお調べてみますけれども、私はそういう記憶でございます。

それから道路占用料につきましては、私も承認をしたこともございますので当然管理はしております。まして市は入るを回って出するを制するでございます。そ

こで道路占用料につきましては東電の柱、看板、ガス管それらを対象に調査をさせておりますが、現在のところ一人の職員の給料が出るかどうかということではございます。そういうところでいま検討しております。はてどの工場にいくかという

ことはございいます。そういう結果を見きわめまして、十分プロジェクトと申しま

すと思われられるかもしれませんが十分検討をしてみたいと思う次第でございます。

○二番（松山清君） 軽自動車税についてはできないというような考えを持ってい

るわけなんで、その不公平をそのまま継続させていくわけですか。それとですね、いまだにこの軽自動車税の問題で、もう一度言えば地方交付税でいわゆるお返しがあるからということが再三いわれてきたわけですね。軽自動車税を減免

していくという方向づけでやってみようんだということを答弁で出されたわけですね。ところが現在、歳入の欠陥で地方交付税の減収を受けなければならぬというふ